

### 3 金融

#### 1 金融サービス業の発展のための基盤整備

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	信託業規制の見直し (信託会社の一般事業法人への解禁) (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁することについて検討を行い、結論を得る。 また、信託銀行は金融機関及び商工中金に信託代理店を出すことが認められているが、信託会社についてもこれを認めることについて検討を行い、結論を得る。	検討	検討	検討・結論、措置予定	(金融庁) 金融審議会第二部会の「信託に関するワーキング・グループ」において、信託会社の在り方について検討を行っている。	金融 オ
(3)	長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討	検討	(金融庁) 金融審議会第二部会の「金融機能の向上に関するワーキング・グループ」において、銀行の社債発行手続きについて検討を行っている。	金融 ア
(5)	保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点も踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る。		検討開始	検討・結論	(金融庁) 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保のためには、責任準備金の公平な分割が求められるものであり、こうした点に留意しつつ、検討を開始している。	金融 工

#### 2 資産流動化の促進のための制度整備

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 (金融庁)	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。		一部措置済 (12月施行)	検討	(金融庁) 「資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第85号、平成14年12月20日公布)により、資産流動化計画に関し、特定社債等の利率や特定資産を複数回取得するスキームにおいて、その記載方法の一部弾力化を図った(平成14年12月20日施行)。	金融 オ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(5)	倒産法制の整備 (法務省)	b 過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。 なお、破産法の改正作業に際しては、賃料債権の処分等についての効力を制限している規定の在り方や、適正価格により不動産等の資産を売却した際の否認制度の在り方などについて、「破産法等の見直しに関する中間試案」に対する意見等を踏まえた検討を行い、結論を得る。	検討	検討	法案提出	(法務省) 平成15年度中に法案を提出するため、法制審議会倒産法部会で検討中。	法務 イ25b、 住宅 ア47

### 3 証券市場の基盤整備

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	発行登録制度の利用 適格会社の拡大 (金融庁)	発行登録制度の利用適格会社の拡大に当たっては、投資家保護上のディスクロージャー制度の趣旨を十分に踏まえた上で、次の点について検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 a 現在、発行登録制度の利用が認められていない未上場・未登録の外国会社について、未上場・未登録の内国会社同様にその利用を認めること		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「未上場・未登録外国会社の発行登録制度利用適格要件の拡大」を行うことが適切であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布)により、所要の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。	金融 ウ a
		b 株式移転前は発行登録制度の利用が認められていた会社が、株式移転後に新設された持株会社の完全子会社となった場合、新設持株会社についても利用適格を認めること		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和」が適切であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布)により、所要の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。	金融 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	社債の発行登録制度における発行登録の効力停止期間の短縮(金融庁)	情報技術の発展を考慮し、効力停止期間を短縮することについて、具体的な短縮期間を含めて検討を行い、措置する。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「EDINETにより提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った(平成15年4月1日実施)。	金融ウ a
(3)	私募ルールの見直し(金融庁)	a いわゆるプロ私募における適格機関投資家の範囲(プロの範囲)を拡大し、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンド、投資経験のある富裕個人層を含めることについて検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置予定(4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「適格機関投資家の範囲の拡大」による私募市場の活性化が必要であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布)により、所要の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。	金融ウ a
(5)	証券仲介業制度の導入(金融庁)	証券会社と顧客の間を仲介する「証券仲介業制度」について、登録制等の導入、所属証券会社の損害賠償の責任明確化など、法令遵守の確保、投資家保護に十分配慮した上で、導入を図る。 (第156回国会に法案提出予定)		法案提出	法案成立後公布(16年4月施行予定)	(金融庁) 証券仲介業制度の導入を図るため、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出した(平成16年4月1日施行予定)。	金融ウ
(6)	取引所のグローバルな展開への対応(金融庁)	a 取引所取引における海外の証券業者の支店設置義務を見直し、不公正取引の防止に配慮しつつ、海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく我が国の取引所市場に直接発注することを可能とする制度を整備する。 (第156回国会に法案提出予定)		法案提出	法案成立後公布(16年4月施行予定)	(金融庁) 海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく我が国の取引所市場に直接発注することを可能とする制度の整備を図るため、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出した(平成16年4月1日施行予定)。	金融ウ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		b 現行の一律の5%超の株式保有禁止規定を見直し、取引所の公正性・中立性・信頼性の確保に配慮しつつ、持株会社や親子会社形態による証券取引所相互間や、証券取引所と証券先物・金融先物取引所といった間での提携を可能とする。 (第156回国会に法案提出予定)		法案提出	法案成立後公布(16年4月施行予定)	(金融庁) 持株会社や親子会社形態による証券取引所相互間や、証券取引所と証券先物・金融先物取引所といった間での提携を可能とするため、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出した(平成16年4月1日施行予定)	金融ウ b